

中央会 **Monthly** ・Tochigi・

2020
6
vol.625

特
集

1▶5P

令和2年度 栃木県中小企業団体中央会
事業のご案内



栃木県庁 本庁舎

CONTENTS

6~7P 情報連絡員報告 (令和2年4月分)

▶グラフと概況/業界の声

8~9P FLASH

- ▶栃木県中央会「第65回通常総会」開催
- ▶栃木県知事・中央会会長表彰受賞者紹介
- ▶会長メッセージ
- ▶令和元年度 新設組合のプロフィール
- ▶決算関係書類の提出について

10P 施策情報

▶今こそ活用しよう！
生産性革命推進事業による3つの補助金

11P チェックポイント

▶定款変更の効力発生時期について

12P INFORMATION

▶令和2年度 労働保険年度更新について
▶栃木県労働委員会からのお知らせ

栃木県中小企業団体中央会

栃木県宇都宮市中央3-1-4 (栃木県産業会館3階)

TEL 028-635-2300 / FAX 028-635-2302 / URL : <http://www.tck.or.jp>

栃木県中小企業団体中央会はFacebookを利用しています。「栃木県中央会Facebook」で検索してください！

◇コミュニティビジネス支援センター◇
◇官公需総合相談センター◇



令和2年度

栃木県中小企業団体中央会事業のご案内(前編)

中国に端を発したとみられる新型コロナウイルスは、全世界に感染拡大を続けています。政府は全国に緊急事態宣言を発令し、中小企業・小規模事業者に対する給付金の支給を含めた過去最大規模となる緊急経済対策が打ち出されました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は既に中小企業・小規模事業者に大きな打撃を与えており、今後の感染再拡大や完全な終息時期については依然不透明な状況です。

本県においても、令和元年台風19号被害からの復旧・復興が進められている中で、中小企業・小規模事業者は、事業承継問題、働き方改革への対応、キャッシュレス決済への対応、BCP（事業継続計画）策定などの山積する経営課題の解決に取り組んでおり、これに加えて新型コロナウイルスの感染拡大が発生したことで、未曾有の経営危機に直面しています。

このような中、本会では、新型コロナウイルスに関する相談窓口を設置し、補助金、融資、その他中小企業・小規模事業者に対する支援施策の迅速かつ正確な情報提供等を行ってきました。今後の情勢を見きわめつつ、引き続き国、県、関係機関との緊密な連携のもと、中小企業・小規模事業者に対する経営支援等をより積極的に推進してまいります。

それでは、令和2年度の中央会事業について主なものをご紹介します。

補助事業

1 中小企業組合等経営支援事業

(1) 組合等の実地指導と組織化推進

新たな組合等の設立や連携組織を活用した創業、組合間のネットワーク化等を促進するとともに、既存組合の運営及び事業活動の健全化、活性化を図るため、当中央会指導員が積極的な巡回指導等を通じて全面的な支援を行います。また、国や全国中央会等の補助・委託事業等に取り組む組合等を支援します。

(2) 組合等相談室の運営

組合等の設立や運営に関する各種相談にきめ細かく対応します。

(3) 組合総点検事業

組合等の組織、管理、事業、会計等が、組織化目的に合致し、その運営方法が適正なものであるかチェック（実地指導）を行った後、報告書を作成して、当該組合運営の健全な育成に役立てます。

(4) 地域別組合トータルサポート事業

組合等の経営の改善向上に資するための講習会と組合運営上の疑問・課題に指導員が応える相談会の2部構成からなる出張版中央会を開催します。

[元年度主な実績]

テーマ・事業内容	支援対象
中小企業組合向け 実践に役立つ販売促進セミナー	会員組合及び組合員企業
集客力を高めるために今すぐできる改善策 ～道の駅支配人が伝えるマーケティング戦略とは～	道の駅関係者

(5) 中小企業団体情報連絡員の設置事業

県内中小企業の景気動向を毎月調査するために、当中央会では、組合役職員の中から選任した52人の中小企業団体情報連絡員を設置しています。情報連絡員が調査した各中小企業の景気動向の結果は、全国中央会が取りまとめて各県にフィードバックするとともに、当中央会独自に県内の調査結果を取りまとめ、機関誌及びホームページ等を通じ、県及び関係機関、組合及び組合員に情報提供します。

(6) 専門家派遣及びセミナー開催事業

中小企業組合や中小企業等が抱える多様な課題の中には自助努力のみでは解決困難なものも多い。それらの課題解決のためには専門家等の第三者による支援が必要かつ効果的であることから、それぞれの課題に適した専門家を組合等に派遣して支援を行います。また、遠隔地の会員組合に対し、緊急性・共通性のあるテーマについて、専門家を招聘しセミナーを開催します。

[元年度主な実績]

① 専門家の派遣

テーマ・事業内容	支援対象
キャッシュレス決済の導入について	電化生活館栃木家電事業協同組合
官公需適格組合制度について	那須塩原市一般廃棄物処理協同組合
経営革新計画の策定とブランド価値の向上について	とちぎ食のブランド発掘協同組合

② セミナーの開催

テーマ・事業内容	支援対象
中小企業のための人材確保セミナー ～求人のプロフェッショナルが伝える労働人口減少の 現代に行うべきポイントとは！？～	会員組合及び組合員企業

(7) 中小企業組合士養成事業

中小企業組合が広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。組合の役員、事務局職員、組合員等が組合の制度・運営・会計を理解し、人材育成と今後の組合運営に資することを目的に講座を開講します。また、中小企業組合士（全国中央会認定資格）取得に向けた試験対策も兼ねて実施します。

(8) ドローンビジネス連携開拓事業

近年注目を浴びている小型無人航空機（ドローン）は、業務効率化やコスト削減、リスク軽減といった効果があり、今後その用途はますます広がっていくことが想定されます。ドローンを用いたビジネス展開について、昨年度事業によって組成した連携グループを対象に、事業計画の作成やテストマーケティング等のビジネスプランの検討を支援するとともに、法人化等を支援します。

[元年度主な実績] ① 講習会・交流会の開催

テーマ・事業内容	支援対象
講習会「ドローンビジネスの可能性～異業種からの挑戦～」 講習会「ドローン連携ビジネスの可能性とその実践方法」	会員組合及び組合員企業
フォローアップ「連携ビジネスへの取組と今後の方向性」	会員組合及び組合員企業

(9) ファムトリップチャレンジ支援事業（新規）

訪日外国人観光客数の増加を受けて、地方においてはインバウンド需要の取り込みが喫緊の課題となっています。外国人観光客が情報を得る手段はインターネットが圧倒的であることから、観光産業関連の組合を対象に、ファムトリップ(※)についての研修会等を開催することで外国人目線での商品や

サービスのPR方法の理解を促進し、外国人観光客への訴求力向上を図ります。

(※) 訪日外国人を呼び込むことを目的としたプロモーションツアー

10) コミュニティ&ソーシャルビジネス支援事業

地域が抱える課題に対してビジネスの手法を活用して解決に取り組むコミュニティ&ソーシャルビジネスは、地域コミュニティの再生に寄与するとともに、新規創業や雇用創出の観点からも注目されています。特に、企業組合制度等を活用した起業は、リスク分散や経営資源の補完といった点で有効な手段です。

中央会では、コミュニティビジネスに関する相談窓口としてコミュニティビジネス支援センターを設置し、当中央会指導員が個別相談に応じるとともに、研修会の開催や個別グループの支援、さらには機関誌等を活用した先進事例等の情報提供などを行います。

① 研修会の開催

連携組織を活用して創業や事業化、法人化を検討している任意グループ等を対象に、創業や法人化の手法、組合制度、必要な法令等経営知識の取得を目的に研修会を開催します。

[元年度主な実績]

テーマ・事業内容	支援対象
マスコミからどんどん取材が来るプレスリリース講座 (第1回：広報セミナー) (第2回：プレスリリース作成実践ワーク)	会員組合及び組合員企業

② 連携組織の設立・経営・事業支援

道の駅、農産物直売所、農村レストランなど地域密着型の連携による事業活動を促進するため、本会が支援センターとして相談窓口を設置し、情報提供等を行うとともに、個別グループに対する支援を行います。また、本会の組合等連携支援機能を活かして企業組合等を活用した新規創業、任意組織の法人化を促進することで、新たな雇用機会の創出と地域の活力強化を図る。法人化を検討する任意グループ等に対し、組合設立に関する具体的な手続等について個別に支援を行います。

[元年度主な実績]

テーマ・事業内容	支援対象
開業に伴う事業計画・収支予算の作成や補助金の活用等について	コワーキングスペースes
法人化と事業運営について	「職人ビレッジ」プロジェクトグループ
就労継続支援A型事業所の新規開設手続きについて	佐野市就労継続支援A型事業所 開設プロジェクト

2 小規模事業者組織化指導事業及び中小企業組合等課題対応支援事業（一部新規）

全国中央会の助成を受けて、小規模事業者の組織化及び活性化等を図るための支援事業を実施します。

(1) 小規模事業者組織化指導事業

① 小企業者組合に対する実地指導

小企業者組合に対し、組織制度、事業経営、会計税務、金融、労働等について実地指導と相談業務を行います。

② 小企業者組織化特別講習会の開催

組合運営の円滑化等に資することを目的に、小規模事業者と小企業者組合の役員等を対象に講習会を開催します。

[元年度主な実績]

テーマ・事業内容	支援対象
仕事の質と生産性を高めるコミュニケーション術 ～リーダーから始めるアサーションスキル～	小企業者及び小企業者組合

③ 小企業者組合等に関する調査研究

小企業者組合の運営課題を把握するとともに、その課題解決に向けた支援のあり方を研究することを目的に、県内外で参考となる事業を展開する組合へのヒアリング調査等を行います。

[元年度主な実績]

テーマ・事業内容	支援対象
感染症の対策について	栃木県福祉介護移送事業協同組合
地域資源を活用した商品開発について	企業組合植栽工房たんぼぼ
I Tを活用した事務作業の効率化	栃木県豊協同組合

(2) 中小企業組合等課題対応支援事業（新規）

・取引力強化推進事業

中小企業・小規模事業者が連携して共同事業の活性化や受注促進、ブランド構築等、取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な取組に対し支援を行います。

3 外国人技能実習制度適正化事業

全国中央会の助成を受けて、「外国人技能実習生共同受入事業」を行う組合及び組合員の円滑な受入を支援するため、当中央会指導員及び外国人技能実習制度に精通した専門家を派遣し、個別に適正な運営指導を行います。また、現行制度の仕組みや法令の規定等を周知するための講習会を開催します。

受託事業

1 緊急時組合連携事業

災害発生に対する備えの必要性が増す中、県内の組合が防災への備えを学び、組合間連携により県内全組合で災害への体制整備を目指します。今年度は、災害時の復旧支援ネットワーク構築のポイント、問題点等を学ぶと共に民協定締結に当たって、地域別講習会を開催するとともに組合等に対し専門家の派遣を行います。

2 地区別優先的課題解決型講習会（新規）

県南及び県北地区において、当該地区における中小・小規模事業者等が抱える課題の解決と経営の改善向上に繋げることを目的に講習会を開催します。

3 キャッシュレス決済導入・利用促進事業

当中央会では、昨年度より「栃木県キャッシュレス推進協議会」の事務局を担っています。今年度は、業界団体を対象にキャッシュレス決済の導入促進を図るため、セミナーを開催するとともに業界に適したキャッシュレス決済方法の提案や利用促進のためのキャンペーン等を実施します。さらには、キャッシュレス決済導入後の状況把握、キャッシュレス決済の一層の定着を図るための取組について助言等を行います。

4 令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援することを目的に、令和元年度補正予算で講じられた「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」について、当中央会が「栃木県地域事務局」として適正かつ円滑な補助事業実施のための支援を行います。

- 事業期間 令和2年3月1日～令和6年3月31日（49月間）
（内、本年度の実施期間 令和2年4月～令和3年3月）

5 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業（フォローアップ事業）

平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業、平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金を実施した補助事業者に対し、事業化の進捗状況等を把握するとともに、ものづくり補助金で試作開発した商品等の販路開拓や販売促進に係る支援を行います。

- 事業期間 平成29年4月3日～令和4年1月31日（58月間）
（内、本年度の実施期間 令和2年4月～令和3年3月）

6 令和2年度諸制度改正に伴う専門家派遣等事業

消費増税や働き方改革など諸制度改正等によって生じた中小企業の経営課題等に対して、パンフレット等による周知、講習会の開催や専門家の派遣を行うことにより課題解決を図り、適正な事業活動ができるよう環境整備を支援する。併せて、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている組合等への経営改善等の支援を行います。

一般事業

1 組合等販路開拓支援事業

組合員等が新たに開発した商品や組合員企業等のPR並びに新たな販路や取引先、事業提携先の開拓などを支援するため『中央会・組合祭り』を開催します。また、展示商談会への組合等の出展支援や、商品等のPR（プレスリリース）についての実践的なセミナーを開催します。

2 中小企業等連携ビジネス支援事業（新規）

過去に「技術・資源フォーメーション支援事業」において組成されたグループはじめ、技術交流や新商品開発に取り組む任意グループ等を対象に、専門家のコーディネートにより開発製品のブラッシュアップ、販路開拓・マーケティング等の取組を継続的に支援するとともに、組合等の法人化に向けた支援を行います。

3 組合等事業所内保育普及促進事業（新規）

女性活躍の推進、若年労働者の確保・定着等のためには事業所内保育所の設置が有効な手段となり得ます。そこで、会員組合等を対象に事業所内保育の普及啓発のための講習会を開催するとともに、その中で特に関心の高い組合をモデル組合として選定し、専門家を交えたフォローアップ研修を行うことで、保育所共同設置などの可能性を探ります。

4 情報の収集及び提供

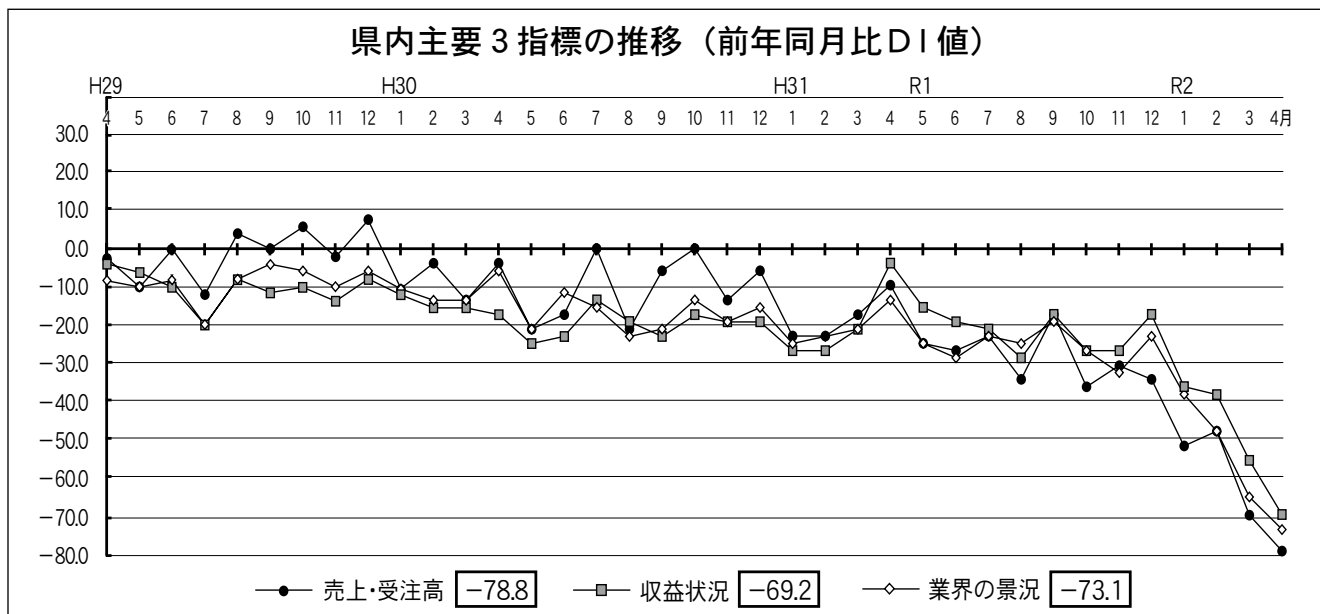
機関誌「中央会Monthlyとちぎ」の発行

機関誌「中央会Monthlyとちぎ」により、組合運営及び企業経営に必要な情報の提供を行います。

各事業の詳しい内容・事業実施等の相談につきましては、当中央会各事業担当までお問合せください。

情報連絡員報告 (令和2年4月分)

この報告結果は、栃木県中央会において設置している中小企業団体情報連絡員（中小企業組合（協同組合、商工組合等）の役職員52名に委嘱）による、所属組合の組合員企業の全体的な景況です。



概況

4月の前年同月比DI値は、9指標中「販売価格」のみが上昇し、その他8指標全てが下降した。主要3指標は先月に続き全てが下降し、特に「売上高」が-9.6ポイント、「収益状況」が-13.4ポイントと悪化度合いを強め、東日本大震災発生後の平成23年4月期以来になる厳しいマイナス状態を示している。

業種別・指標別にみると、下表のとおり、製造業では7業種中4業種、非製造業では6業種中2業種が「売上高」「収益状況」が-100.0ポイントとなり、特に深刻な状況を表している。ほぼ全ての業種で「売上高」の不振と厳しい「収益状況」となっている。製造業では、大手企業の休業や生産調整により設備操業度の悪化が多くみられ、非製造業では、緊急事態宣言の発出による外出自粛の影響で人の動きが制限され、「売上高」が大幅に悪化したとみられる。

新型コロナウイルス感染拡大が経済活動へ及ぼす影響が、本県でも顕著に表れた結果となった。製造業・非製造業共に、資金繰り悪化も大きな問題となっており、国等による各種支援策に期待を寄せる一方で、申請手続きの煩雑さや、支給までのタイムラグの解消等、改善を求める声も多く聞かれる。

【前月DI値差】

	売上	在庫	価格	条件	収益	資金	設備	雇用	景況
食料品製造	-50.0	-25.0	0.0	-25.0	-25.0	-25.0	-25.0	-25.0	0.0
繊維・同製品	-25.0	-25.0	0.0	0.0	-25.0	-25.0	0.0	0.0	25.0
木材・木製品	-50.0	0.0	25.0	0.0	-50.0	-25.0	-50.0	0.0	0.0
印刷	-100.0	-100.0	-100.0	-100.0	-100.0	-100.0	-100.0	0.0	-100.0
窯業・土石	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	-25.0	-75.0	-25.0	-25.0
鉄鋼・金属	25.0	0.0	25.0	25.0	-25.0	25.0	-25.0	0.0	-25.0
一般機器	0.0	-50.0	0.0	-25.0	-25.0	0.0	-25.0	0.0	-25.0
製造業	-20.0	-16.0	8.0	-8.0	-24.0	-16.0	-36.0	-8.0	-12.0
卸売業	-66.7	-33.3	0.0	0.0	-66.7	-33.3		0.0	-33.3
小売業	0.0	-14.3	0.0	-14.3	14.3	-14.3		0.0	0.0
サービス業	33.3		0.0	-16.7	33.3	-33.4		-16.7	0.0
建設業	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
運輸業	0.0		0.0	0.0	-50.0	0.0		-25.0	0.0
その他	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
非製造業	0.0	-20.0	0.0	-7.4	-3.7	-14.9		-7.4	-3.7
全体	-9.6	-17.2	3.8	-7.7	-13.4	-15.3	-36.0	-7.7	-7.7

【和洋菓子製造業】 大新型コロナウイルスの影響により、極めて厳しい経済状況が生み出されている。状況回復には長い時間が必要であり、国等の継続的な支援策に期待する。

【あん類製造業】 新型コロナウイルスの影響が大きく出た。観光地やイベントへの人の流れが止まったことで、取引先の菓子業界がダメージを受けている。

【酒類製造業】 新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動自粛に伴ない、飲食店や小売店での売上が激減が続き、先行きに不安しかない。一刻も早い収束を願うばかりである。

【縫製業】 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う全国の百貨店やショッピングセンター等が休業となった影響により、4月納品分が物流センターに積み上がり、5月以降の新たな受注が見込めない状況である。マスクの生産を始めるも大きな売上にはつながらず、また、防護服等の生産の打診はあるが、受注には至らず厳しい状況である。

【外衣・シャツ製造業】 新型コロナウイルスの影響が続いており、最悪の状態である。

【染色整理業】 新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にあり、先行きの見通しが立たない。

【綱・網・レース・繊維粗製品製造業】 本来4月はレースの需要が高まるシーズンだが、百貨店やアパレルの動向も先行きも読めない状況だ。徐々に新型コロナウイルスの問題が終息したとしても、業界内の動きは停滞すると予想される。

【家具・建具製造業】 新型コロナウイルスの影響により、売上が大幅に減少し、業況が急速に悪化している。3月まではサプライチェーンを問題としていたが、4月は受注自体が停止・減少した。この傾向は今後も拡大すると思われる。当組合所有の工場・倉庫賃貸先から賃借料の減額要請が複数発生している。

【建具製造業】 緊急事態宣言の影響は甚だ大きく、従業員のリモートワークや時短勤務などで対応している組合員もある。4月中旬以降の受注が大幅に減少し、5月の売上高は半減する見込みである。多くの組合員が開店休業状態となっており、厳しい業況である。

【印刷業】 新型コロナウイルスの感染が与える経済への影響は大きく、イベントの中止に伴うパンフレットやカタログ等の物販物、小売りにおけるチラシ自粛の動きなど、印刷物の受注は大幅な減少となり月を追うごとに悪化が予想され、結果深刻な影響を受け倒産・廃業の危機が迫ってきそうである。

【石灰製造業】 鉄鋼関係は減産傾向のため出荷減。肥料関係は昨年並みで推移した。建材関係は新型コロナウイルスの影響で動きが鈍いが、徐々に回復傾向にある。全体的には鉄鋼向けの減少が大きく影響している。

【砕石製造業】 2019年度(4月～3月)の出荷量は、15,764,034トンであり、昨年同期比3.4%減で推移した。

【陶磁器製造業】 新型コロナウイルスの影響により、観光客が減少し、民芸店が休業となっている。また春の陶器市も中止となってしまった。

【金属製品製造業】 新型コロナウイルスの影響により、自動車メーカーが生産中止となったことに伴い、減産となった。また、家電関係は生産調整が見られ、エアコンは例年夏場前に増産していたが、現状動きはない。

【金属製品製造業】 新型コロナウイルスによる売上低下・人件費増加や人手不足により、自動車部品関連・機械設備関連・プレス金型関連いずれも悪化した。

【一般機械器具製造業】 新型コロナウイルスの影響を受けて休業する組合員が数社出てきた。雇用調整助成金の手続きが簡略化されたが、まだまだ煩雑で、支給までに時間がかかり過ぎることが問題である。早急に対応してもらわなければ死活問題となる。

【一般機械器具製造業】 前年同月と比較し、今月も売上高の減少、収益状況も悪化傾向となっており、資金繰り状況が悪化傾向の企業も増えている。新型コロナウイルスによる影響と思われるが、今後の日本経済への影響懸念が心配となっており、引き続き注意深く対応していきたい。

【一般機械器具製造業】 昨年は大型10連休の影響で稼働率が減少し、売上高も減少したが、今年は新型コロナウイルス感染防止対策として生産体制を2班体制に分け出勤と在宅勤務の

交代出勤に変更したため、1日の生産量が半減した。県の5月11日以降の対応策の緩和に合わせ、生産体制の見直しを検討中。

【化粧品卸売業】 新型コロナウイルスの影響により、業績が悪化している。

【各種商品卸売業】 新型コロナウイルスの影響により、一部組合員に売上高減少や収益状況悪化がみられる。緊急事態宣言を受けて、組合員に対して感染防止対策に関するアンケートを実施した結果、テレワークや交代制勤務を実施する企業が9社、時差出勤を行う企業が3社あった。しかし、多くの組合員は通常勤務体制であった。

【各種商品卸売業】 新型コロナウイルスの影響により、各業種とも業績悪化が顕著である。

【食肉小売業】 新型コロナウイルスの影響により、ホテル、レストラン、サービスエリア、学校、居酒屋等が休業となり、売上高が激減している。今後の見通しが立たない状況である。

【中古自動車小売業】 コロナ禍の影響が出て来た。新車は部品供給不足で工場が稼働せず、来場者は外出自粛で少なく売上が減少した。中古車相場は、輸出も止まり買手が減少しており、大幅な下落となった。

【各種商品小売業】 新型コロナウイルス感染拡大防止協力のため、多くの店舗が時短営業や休業要請への対応を実施し売上高減少となった。場合によっては、売上高が50%から80%減の店舗もあると予想される。

【各種商品小売業】 緊急事態宣言による営業自粛・時間短縮に伴い、売上高は大幅に減少した。いつまで耐えられるか不安を感じる。

【花・植木小売業】 新型コロナウイルスの影響により、冠婚葬祭や人が集まる催し物は軒並み中止・延期・縮小した。個人消費も低迷し、花の需要は大きく減少している。例年4月から5月は花屋の繁忙期となり、来月は期待の大きな「母の日」もあるが、収束時期が見通せない中、今後の対応に苦慮する。

【理容業】 新型コロナウイルスの影響で、来客数が減少しつつある。マスク着用、店内消毒を行っているので安心して来店頂けるように、何らかの手段をとり、顧客に周知出来ればと具体策を考えている。

【自動車整備業】 活動自粛による、入庫台数減少により、売上高は減少傾向にある。今後の先行きにも不安を感じる。

【旅館・ホテル】 新型コロナウイルスの影響により、宿泊関係は壊滅的な状況である。宴会関係は99%ダウン、飲食店関係は85%ダウンとなった。緊急事態宣言により、今後の業績は更に悪化することが確定的である。

【ビルメンテナンス業】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、宅配関連の物流業務は増え、増収傾向にある。清掃、廃棄物処理の業務についても手堅く推移している。

【給食センター】 新型コロナウイルスの影響で、売上高が昨年度より大幅に減少した。雇用の確保、事業継続をするためのキャッシュフローは、県の制度融資でやりくりしている。しかし、新型コロナウイルスの問題が収束せず、このまま続けば収益状況や資金繰りも危うい。

【一般土木建築工事業】 新型コロナウイルスの影響により、一部に納品の遅れが生じている。

【内装工事業】 新型コロナウイルスの影響により、一部で進行中の現場作業が止まっているケースが見受けられる。再開日程が明確でなく、先行き不安を感じる。

【一般貨物自動車運送業】 新型コロナウイルスの影響が大きく、荷量も減少傾向にある。

【貨物軽自動車運送業】 新型コロナウイルスの影響により、荷主の多くが休業やテレワークになり、通常の仕事量は減少した。しかし、マスク・アルコール・フェイスシールドや食料品の配達需要は増えており、助けられた部分がある。

【一般乗用旅客自動車運送業】 新型コロナウイルスの影響により、街中が閑散としタクシーの利用者は例年の10分の1ほどに激減している。仕事に出ても売上が皆無の日もあるため、多くの事業者が休業している状況である。

【大谷石採石業】 新型コロナウイルスの影響は、今のところ出ていない。

◇栃木県中央会「第65回通常総会」開催

開催日：令和2年5月27日(水)

場所：宇都宮市「宇都宮グランドホテル」

本会の第65回通常総会を、宇都宮市の「宇都宮グランドホテル」にて開催いたしました。

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、今回の通常総会は、会員が一堂に会しての議決方法ではなく、書面による議決方法により実施いたしました。

当日は、正副会長6名の出席のもと、計336名の書面議決書の結果が報告され、無事全議案とも全員の賛成により原案通り可決決定いたしました。

また、表彰については、総会に代わる授与式の開催を予定しております。



通常総会の様子

受賞者の皆様 おめでとうございます

(敬称略)

◇栃木県知事表彰(中小企業団体功労)

〔団体等〕 栃木県商店街振興組合連合会
(代表理事 長島俊夫)

〔個人〕 横倉 正一(丸正食品協同組合 代表理事)

◇栃木県中小企業団体中央会会長表彰

〔優良組合〕

協同組合佐野市建設業協友会

真岡市資源回収事業協同組合

那須塩原地区廃棄物処理協同組合

企業組合つつじ亭

〔組合功労者〕

針谷 正夫(栃木県畳協同組合 代表理事)

近藤 幸光(真岡市管工事業協同組合 代表理事)

秋本 薫(栃木県漬物工業協同組合 代表理事)

田川 治道(芳賀町プロパンガス協同組合 代表理事)

倉澤 邦久(日光ペンション&ホテル協同組合 代表理事)

〔優秀事務局専従者〕

佐藤 光子(壬生町建設業協同組合 職員)

藤田美智代(協同組合宇都宮餃子会 職員)

植木 恭子(栃木県建築防水工事業協同組合 職員)

猪瀬 豊子(栃木県干瓢商業協同組合 事務局長)

会長メッセージ

この度の第65回通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会員が一堂に会しての議決方法ではなく、書面による議決方法を取らせていただきました。本来であれば、多くの来賓の方々のご臨席と会員の皆様のご参会の下で、盛大に挙行するところでしたが、やむを得ず規模を縮小しての開催となりました。大変残念ではございましたが、皆様のご理解とご協力によりまして、無事、全議案とも承認可決することができました。誠にありがとうございます。

さて、この度の新型コロナウイルスの世界規模での感染拡大に伴い、我が国においても緊急事態宣言が発出され、私ども中小企業をはじめ組合の皆様の運営におきましても、大変な影響が出ていることと存じます。当中央会といたしましては、2月に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設し、3月には栃木県知事に対する「緊急要望」を友誼団体と連名で行うなど、迅速な対応により会員の皆様の要請に応えるべく努力をしてまいりました。その後、国においては「持続化給付金」などを含む、過去最大規模の補正予算が成立し、栃木県においても「感染拡大防止協力金」が打ち出されるなど、それぞれに機動的な対策が実現したところであります。

緊急事態宣言につきましては、その後5月25日に首都圏を含めた全面解除が発表され、ようやく収束への出口というものが見えてきたところではありますが、今回の新型コロナウイルスが社会経済に残した傷跡は非常に甚大であり、当面は、我々中小企業にとって極めて厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況を踏まえ、本会といたしましても、引き続き補助金や融資をはじめとする、中小企業・小規模事業者に対する支援施策の迅速かつ正確な情報提供を行っていくとともに、国・県・関係機関との緊密な連携のもとで、組合等の組織化及び連携支援を積極的に推進して参りたいと思います。また、令和2年度事業計画に基づく多種多様な支援事業を通じて、アフターコロナを見据えた地域経済の回復に対し様々な側面からアプローチしていくとともに、コロナ禍の影響を受けている事業者の皆様の再起へのサポートにも全力で取り組んで参る所存ですので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今こそ、組合等の組織の力を信じ、一致団結してこの危機を乗り越えていきましょう！



齋藤高藏会長

令和元年度 新設組合のプロフィール (順不同、敬称略)

組 合 名 (主たる事務所)	設 立 年月日	業 種 主たる組合事業	組合員 数	出資金 (万円)
黒羽森林事業協同組合 (大田原市)	H31. 4. 1	林業 共同受注、共同購買、共同販売	18	91
earth協同組合 (佐野市)	H31. 4. 1	異業種 共同購買、共同宣伝、外国人技能実習生共同受入	4	1,000
協同組合Reiwa (下野市)	R元. 7. 2	異業種 共同購買、外国人技能実習生共同受入	7	503
とちぎ材新市場需要開発協同組合 (宇都宮市)	R元. 7.31	異業種 共同受注、販売促進、共同運送、新商品の開発	5	250
あしかが介護事業協同組合 (足利市)	R元.10.31	社会保険・社会福祉・介護事業 共同購買、共同事務代行、共同宣伝、経営指導	7	300
栃木市環境協同組合 (栃木市)	R元.12. 9	廃棄物処理業 共同受注、共同購買	6	300
セーブ・トラスト協同組合 (真岡市)	R元.12.20	異業種 共同購買、外国人技能実習生共同受入	4	200

組合設立のご相談は、お気軽に事業推進部まで ☎028-635-2300

通常総会（総代会）終了後の手続きについて ～決算関係書類の提出をお願いします～

組合の通常総会（総代会）終了後は、法律により認可（定款変更）を受けたり、届出を要する事項が定められています（決算関係書類の提出、役員変更の届出等）。

1. 決算関係書類の提出について

組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録をはじめとする財務諸表等を取りまとめた決算関係書類を、所管行政庁に提出しなければなりません。

〔添付書類〕

- ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書
- ⑤剰余金の処分又は損失の処理を記載した書面
- ⑥監査報告書
- ⑦前各号の書類を議決した通常総会（総代会）の議事録

2. 役員変更届書の提出について

役員に変更のあった日から2週間以内に提出が必要です。

〔添付書類〕

- ①変更の年月日及び理由を記載した書面
- ②変更事項を記載した書面
(新旧の役員対照表：氏名、役職、個人の住所、所属事業所名を記載)
- ③総会議事録（総代会議事録）
- ④理事会議事録

3. 定款変更の認可申請について

組合の定款を変更するには、所管行政庁の認可が必要です。

下記の書類を袋とじにしたものを2部作成します。

〔添付書類〕

- ①定款変更認可申請書
- ②変更理由書
- ③変更した箇所を記載した書面（新旧条文対照表）
- ④総会議事録（総代会議事録）

※なお、事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書、収支予算書の添付が必要です。定款変更の認可申請を円滑に進めるため、事前に中央会（組合巡回担当者）までご相談ください。

今こそ活用しよう！ 生産性革命推進事業による3つの補助金

生産性革命推進事業では、**ものづくり補助金**、**小規模事業者持続化補助金**、**IT導入補助金**の3つの補助金が用意されています。ものづくり補助金、持続化補助金については今年から通年での公募（締切日は複数回設定）となっており、インターネットを利用した「電子申請」に対応しています。十分な準備をした上で事業者の都合の良いタイミングで申請することが可能です。

また、一般の「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」が設けられています。更に緊急事態宣言の解除等を踏まえて、今後の中小企業の事業再開を強力に後押しするため「事業再開支援パッケージ」も策定されました。

尚、ものづくり補助金及びIT導入補助金は事業協同組合等の組合も対象となり持続化補助金については企業組合及び協業組合が対象となります。

ものづくり・商業・サービス補助金 ～新製品・サービス・生産プロセス改善に必要な設備投資を支援～

- 【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小1/2、小規模2/3
- 【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小2/3、小規模2/3
- 【主な対象経費】 機械装置・システム構築費

もの補助事務局



持続化補助金 ～小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援～

- 【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3
- 【特別枠】 補助上限：100万円 補助率：2/3
- 【主な対象経費】 ホームページの作成・改良、店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など

IT導入補助金 ～ITツール導入による業務効率化等を支援～

- 【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2
- 【特別枠】 補助上限：30～450万円 補助率：2/3
- 【主な対象経費】 ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等
※特別枠（C類型）ではハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象となります。



■特別枠の申請要件（※3補助金共通）

【申請要件】 補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

A類型：サプライチェーンの毀損への対応

（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

B類型：非対面型ビジネスモデルへの転換

（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

C類型：テレワーク環境の整備（例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

■影響を受けた事業者の優先採択措置（通常枠）

- ①ものづくり補助：特別枠で採択されなかった事業者は通常枠で再度審査しその際に加点措置
- ②持続化補助：感染症の影響によって売上が減少した事業者等を審査において加点
- ③IT導入補助：テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点

■事業再開支援パッケージの概要 New!!

①「特別枠（類型B又は類型C）」の補助率の引き上げ

業種毎の感染拡大予防ガイドライン等で推奨されている、類型B（非対面型ビジネスモデルへの転換）と類型C（テレワーク環境の整備）への投資が一定水準（補助対象経費の6分の1以上）の場合は、補助率が2/3から3/4へ引き上げられます。

②「事業再開枠」の創設

「持続化補助金（特別枠・通常枠）」「ものづくり補助金（特別枠）」において、ガイドライン等に沿った感染防止対策の投資に対して、新たに**定額補助で上限50万円が上乘せ**されます。（対象経費の例：消毒、マスク、清掃、間仕切り、換気設備等の導入費用）

※各補助金の具体的な要件や申請方法については、それぞれの専用ポータルサイト（記載のQRコード参照）から最新の情報をご確認くださいようお願いいたします。

チェックポイント 定款変更の効力発生時期について

Q 1. 中小企業等協同組合法第51条第2項に「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない」とありますが、効力発生時期は、認可の日ですか。それとも組合が変更決議をした日に遡及するのでしょうか。

A 1. 定款変更の効力は、行政庁が認可したときに発生し、組合が定款変更を議決した日に遡及するのではないと解されています。

更に、効力発生時期を厳密に言えば、行政庁において認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到達したときに効力が発生することとなります。

Q 2. 次の役員改選を機に、理事の定数を現在の8名から7名に減員したいと考えていますが、どのような方法で行えばよいでしょうか。

A 2. 原則としては、まず理事定数の変更に伴う定款変更のための総会（総代会）を開催し、そこで定款変更の決議を行って行政庁の認可を受けた後に、あらためて役員改選のための総会を開催し、新定数（7名）による理事を選出することになります。ただし、この方法では、短期間のうちに2度総会を開催しなければなりませんので、現実的にはなかなか難しいと思われます。

そこで、実務上定款変更決議と役員改選を同一総会において行うことになるわけですが、これには次の2つの方法が考えられます。

1つ目は、定款変更決議後、ただちに未認可の変更定款（新定款）により新役員を選出するが、その就任については停止条件を付し、全員が定款変更の認可後に就任するという方法で、これが一般的です。

2つ目は、定款変更後、現行（変更前）定款により8名の新役員を選出し、全員ただちに就任するという方法です。ただし、この方法による場合は、定款変更認可後に、定款規定（7名）と現行役員数（8名）との間に相違が生じますので、超過する員数の役員に自発的に辞任してもらうか、あるいはその役員の任期に、定款変更の認可日までとする旨の解除条件をつける（つまり、一部役員の任期を制限する）等の調整を行う方法が考えられますが、あまり現実的ではないと思われます。

Q 3. 本組合の事業年度は1月1日～12月31日ですが、令和元年5月1日に、有効な総会において、8月1日～翌年の7月31日と変更議決し、同年6月10日に変更認可を受けました。この場合、変更時の事業年度はどのようになりますか。また、通常総会はどのように開催したらよいですか。

A 3. 定款変更の議決において特別の定めがなかった場合は、定款変更によって新たな事業年度の始まる8月1日の前日である7月31日までが事業年度とされます。この事実を明らかにしておくために、定款の附則に、例えば、「令和元年に限り、事業年度は、平成31年1月1日から令和元年7月31日までを1事業年度とする。」等の規定を設けることが適当と考えられます。

なお、通常総会については、経過措置として事業年度が1月～7月に短縮されても毎事業年度1回開催されなければならない（中協法第46条）ので、当事業年度について必ず開催しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方へ

栃木県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方を対象とした保証制度を取り扱っています。詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

保証制度の概要

■緊急災害短期保証制度

保証限度額：1,000万円／保証期間：1年以内

■危機関連保証

保証限度額：別枠2億8,000万円

保証期間：10年以内

対象要件：売上高の実績・見込が15%以上減少

添付書類：市町村長の発行する認定書

■セーフティネット保証（4号・5号）

保証限度額：別枠2億8,000万円

保証期間：運転10年以内、設備20年以内

対象要件：【4号】売上高の実績・見込が20%以上減少

【5号】売上高の実績・見込が5%以上減少

対象業種：【4号】保証対象業種【5号】指定業種

添付書類：市町村長の発行する認定書



INFORMATION

令和2年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は 6月1日から7月10日までです

令和2年度の労働保険年度更新手続きは、6月1日から7月10日までの間に行っていただくことになります。

労働保険料の算定方法は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

概算・確定保険料の申告・納付は栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署において受付けておりますが、最寄りの日本銀行歳入代理店・郵便局等でも取り扱っています。手続きの際は、申告書と納付書を切り離さずに保険料を添えて窓口に提出してください（労働保険料申告等の事務を社会保険労務士や労働保険事務組合に委託する方法もあります）。

なお、申告書作成の結果、納付すべき保険料が発生しない場合、口座振替を利用されている場合は、金融機関で申告書のお取扱いができませんので、栃木労働局又は労働基準監督署へ直接提出してください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため

- ・電子申告（e-GOV（<https://www.e-gov.go.jp/>）電子政府の総合窓口）
- ・郵送 を積極的にご利用ください。

〈お問合せ先〉

栃木労働局労働保険徴収室（TEL 028-634-9113）

各労働基準監督署又は各公共職業安定所にお尋ねください。

栃木県労働委員会からのお知らせ

使用者の皆様へ



労使のトラブル解決に、栃木県労働委員会の「あっせん」を御利用ください！

このようなことで困っていませんか？

- 団体交渉を求められたが、労働法の知識がなく、交渉の手順も分からない。
- 従業員間の人間関係が悪化し、会社内部では、解決できない。
- 雇止めやパワハラ被害といった個別事案について、交渉を求められている。 etc.

☆労使間のトラブルは「あっせん」で解決できるかも・・・

そんな時は？⇒ 栃木県労働委員会にお任せください！

あっせんとは？

使用者と労働者・労働組合との間で、自主的な解決が困難な場合に、労働委員会が公平・中立な立場に立って、当事者双方の話し合いにより解決を目指すものです。

- 公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（企業経営者、会社役員など）の三者構成で、労使それぞれの主張を聞きます。
- あっせんは、非公開です。
- 無料で利用できます。
- ただし、相手方の応諾が得られない場合は、不開始（＝終了）となります。

栃木県労働委員会 TEL 028-623-3337

月～金（祝日、年末年始を除く）8：30～17：15

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20（県庁舎南館5階）

